

生活保護の母子加算

『「子どもの貧困」解消を図り、2009年度に廃止された生活保護の御良加算を復活する』という三党連立政権合意書(2009年9月民主党、社会民主党、国民新党)を踏まえ、平成21年12月から母子加算を復活した。

○加算額(月額・平成24年度)

		児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
在宅者	1級地	23,260円	1,840円	940円
	2級地	21,640円	1,720円	870円
	3級地	20,020円	1,610円	800円
入院患者又は社会福祉施設もしくは介護施設の入所者		19,380円	1,560円	770円

○対象要件

父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育しなければならない場合

※ 「これに準ずる状態」とは、父母の一方又は両方が

- ①常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- ②引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- ③おおむね1年以上にわたって行方不明の場合や、引き続き1年以上遺棄していると認められる場合

※ 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で障害等級表1～3級若しくは国民年金法施行令別表に定める1～2級に該当する障害のある者をいう。

※ 当該養育に当たる者が父又は母である場合であって、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情になる場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、該当しない。